

第10回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第10回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年11月4日（火）10：00～11：44

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1．開会

2．議事

- （1） 公益信託認可ガイドライン案について
- （2） 富裕層の寄附実態調査について

3．閉会

○湯浅座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 私から御報告させていただきます。

本日の参与の出席状況について、御報告いたします。

大塚参与、溜箭参与、藤谷参与がオンラインで御参加となっております。

今回、会議室では、お一人に1つずつマイクを設置しておりますので、参与の皆様方におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

続きまして、公益信託認可ガイドライン案のパブリックコメントの実施に関してお伝えいたします。

本日の研究会では、これまでの研究会で御議論、御意見をいただいた内容を踏まえて、公益信託認可ガイドライン案を提示させていただいておりますが、本日の御議論、御意見を踏まえ、御指摘いただいた点については、反映可能なものについては反映した上で、パブリックコメントを実施していただくことと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと存じます。

議事次第に従って、議事を進めてまいりたいと存じます。

まずは、事務局から「公益信託認可ガイドライン案について（ガバナンスについて）」につきまして説明いただいた後、皆様から御意見をいただきたいと存じます。

では、事務局は簡潔に説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 私から説明させていただきます。

資料1、横書きの「こうえきしんたくん」が載っている資料の7ページになってまいります。

「公益信託認可ガイドライン案について（ガバナンスについて）」ということで「事務局の問題意識」と書かせてもらっております。

ガイドラインを作成する中で、ガイドラインには「ガバナンスの確保」「相応のガバナンスが必要」「ガバナンスの構築」のように「ガバナンス」という単語が多々登場しております。

ただ、「ガバナンス」については、明確な考え方等を記載していることがないこともあり、読み手によって異なる解釈等が生じないかというのが事務局の問題意識で、ガイドラ

インを作成する中で、問題意識として感じたところでございます。

そういう観点で、公益信託は多種多様なものが想定されておりますので、以下のような考え方をコラムとして明記すると事務局として考えているところでございます。

これは既に資料２、公益信託認可等に関する運用のガイドライン案の８ページに、囲み書きで少し書かせてもらっております。

コラム的には【「公益信託のガバナンス」の考え方】を明示しております。

ここでは「適正な公益信託事務の処理の確保には、次の１～３に係る自主的・自律的な『管理・統治の仕組み』が信託行為及びこれに基づく規程等並びに組織・人員等により構築される必要がある」として、１～３を書いております。

１が、権限者と意思決定プロセス。

２が、情報開示体制の話。

３が、不正防止とか発見を目的とした管理体制の話。

こういう３点を仕組みとしてつくることを考えておまして「この『管理・統治の仕組み』に基づき、受託者、委託者、信託管理人その他合議制機関を含めた公益信託に関与するものが、相互に共働、連携、牽制、監視・監督することにより『公益信託のガバナンス』が確立される」と書いております。

「ガバナンス」は、組織の管理とか組織の統治ということによく使われている言葉かと理解していますが、公益信託の場合は、受託者だけとか、委託者だけ、管理人だけというところがありますが、それとともに、それらが相互に協働とか連携というのが一つのポイントではないかと考え、こういう表現にさせていただいているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。

御意見、御質問がある方は、挙手をお願いいたします。挙手ボタンでも結構です。

いかがでしょうか。

今まで定義づけもせず使っていた言葉を、改めて定義づけしたところでございます。

溜箭参与、お願いいたします。

○溜箭参与 よろしくをお願いいたします。

私のスケジュール管理の手違いで、最初のほうしかいられないので、失礼いたしますが、ガバナンスのところですが、ここはちょっと工夫していただかないといけないのではないかという気がしています。

有識者会議のものもそうですが、ここで話になっているのは、コンプライアンスに終始しているような気がするのです。

大事なのは、公益団体、公益信託に関わる人が、公益、公益信託の目的のために行為する。これが最初に来なくてはいけないのではないかと思います。

有識者会議もありますが、これは私が関わっていたものなので、こだわりが強過ぎるの

かもしれませんが「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」があって、そこでは、コンプライアンスに加えて、財務規律の柔軟化に見合う説明責任の充実の観点、さらに、公益法人が継続的・発展的に社会的課題解決に取り組んでいくために、そういったことを非常に強調していたと思うのです。

そちらを見ていただいて、もう少しコンプライアンスだけではなくて、より充実した公益のためにといった内容を最初に盛り込んでいただいて、それに沿った形でガイドラインを書いていただくことが大事ではないかと思います。

私からは以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

今の溜箭参与からの御発言につきまして、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理　いただいた御意見を踏まえて、少し検討の上、修正が必要な点については修正したいと考えております。

○湯浅座長　ありがとうございます。

私から1点申し上げますが「①公益信託事務を処理する際の権限者と意思決定プロセス」ということで、意思決定プロセスは、デシジョンメイキングプロセスというよりは、どちらかというとオペレーションのプロセスではないのですか。

内部的に申し訳ないのですが、ちょっと御検討ください。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。

続きまして、公益信託認可ガイドライン案の主な修正点について、事務局から説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理　こちら私から御説明させていただきます。

まず、横書きの資料3でガイドライン案の主な修正点をまとめております。

こちらとガイドライン案の本文を見ながら、修正している箇所について、少し御説明させていただきますこうと思っております。

まず、資料3の項番1でいきますと「公益信託の定義を明確化」です。

こちらは、3ページでございまして、黄色でマーカーしているところが修正点の主な箇所になってまいります。

この辺りは、各参与の先生方の御意見とか御指摘をいろいろと踏まえながら、先生方の意見等を反映しているところが数多くあります。

項番2は、5ページになってまいりまして、この中で【軽量の公益信託】について、囲み書きをしております。

ここに軽量の公益信託の定義とか、その効果を一旦全てここで整理して、最初のほうで分かるようにしているところでございます。

3点目が3分の1基準で、これも同じように、6ページにあるところで「基準」と「ル

ール」が混在しているという御指摘もありましたので「基準」に統一しているところがございます。

8 ページは、ガバナンスのところで、先ほど説明しました黄色いところで考え方を少し追記しているところがございます。

少し飛びまして、5 点目は、15 ページかと思っています。

行政手続法との関係等について、少し明記しているところがございます。

6 点目が、公益信託の委託に係る例外事由です。

22 ページに、括弧書きで「信託財産の保存行為に係る事務」とかと明記しております。

資料 3 の 2 ページでしょうか、7 点目は「付随的事務」。

こちらは、26 ページだと思いますが、付随的に小さな規模で行う公益事務を「付随的事務」ということで定義しておりまして、この後、同じような言葉が多々出てきますが「付随的事務」ということで統一しております。

28 ページは「規程」。

これは、受託者内部の定めやルールを「規程」ということで統一しております。

9 点目は、30 ページになってまいります。

「公益事務の種類及び内容（イメージ）」としまして、少し詳しくに書いているところになってまいります。

10 点目となりまして、49 ページに飛んでいかせてまいります。

49 ページに「固有財産」という言葉が出てくるのですが、こちらにつきまして、定義を脚注に追加しているところになってまいります。

11 番目が、56 ページになってまいりまして、計算書類の作成権限、手順について、分かりやすさの観点から、少し再整理して書いているところになってまいります。

続きまして、60 ページ、12 番目になります。

「コンプライアンスの確保」に利益相反行為等への対応を含む旨を追加しているところがございます。

同じように、60 ページでは「重要な意思決定」の規定の背景の部分ですか、信託法に基づく受託者の義務みたいな話とか、受託者の責任みたいなお話を少し背景として記載しているところがございます。

14 番目は、74 ページになってまいりまして、特別の利益を与えた場合の受託者の責任に関する部分を注記に記載しております。

15 番目は、公益信託報酬でしょうか。

公益信託設定時の報酬について、80 ページの脚注に少し記載しております。

16 番目が、特定資産公益信託の場合の認可申請書の話になってまいりまして、特定資産公益信託である旨を追記しているところがございます。

17 番目が、欠格事由になってまいりまして、こちらは。

すみません。その前に、87 ページの欠格事由のところで、行政庁の任意的取消事由に係

る説明文を分かりやすさの観点から修正しております。

第4章以降は、ホチキス留めが少しオーバーしましたので、別冊の資料としてそろえております。

第4章が、18番以降になりまして、ページ番号は通しでつけておりますので、こちらでは96ページですか「利益相反行為」の具体的な例として、本部ビルの一角を使うとか、こういうものをつけております。

すみません。その前に、18番で、たしか99ページでしょうか「任意的記載事項」に、少し例示的なところで明示しております。

例えばということで、委託者が公益信託に託した思いとか、この辺を記載することも可能になりますということを「任意的記載事項」で追記しているところがございます。

続きまして、107ページになってまいります。

これは「委託者」についての説明文でしょうか。

こちらについて、この部分を少し再整理した上で、分かりやすい表現に変えております。

続きまして、112ページになってまいります。

こちらは、項番で言ったら21番目になりますか、信託行為に記載する公益事務を行う区域について、分かりやすさの観点から少し再整理しております。

続きまして、114ページ「信託財産の運用」の部分になってまいります。

信託行為に記載がない場合の委託者の追加信託の際の取扱いを明確化しているところになってまいります。

続きまして、23番、信託行為で定めた運用に従った結果のところ、直ちに責任を負うことはない、少し考え方を記載しております。

24番目でしょうか「運用」と「収益事業」を峻別する際の運用対象について、実務的観点から再整理しております。

25番は、117ページで、信託行為に記載する「信託事務年度」の話をしております。

○岡本参与 1個ずれています。

○豊福企画官代理 すみません。

117ページの25としまして、信託法48条に定める費用償還に関する部分と「信託財産の支出」の関係を分かりやすい関係で表示しております。

次が、26でしょうか。

受託者の本業と公益事務が近接する場合の「競合行為」のところは、118ページに少し明記しております。

続きまして、124ページでしょうか。

「信託事務年度」の話をしております。

こちら、分かりやすい観点から、少し表現等を工夫しているところがございます。

28番が、存続期間の話になってきまして、125ページの上のほうで、具体的に「例えば」ということで、少し書いているところになってまいります。

「合有」につきましては、29番でその考え方を脚注102で少し記載しているところになってまいります。

30番目は、合議制機関と受託者の「技術的能力」の関係を分かりやすい観点とありますが、こちらは、128ページの下段に書いているところになってまいります。

31番が「合議制機関」で、受託者、信託管理人が合議制機関の構成員になることを想定していない旨を130ページの脚注で少し明記しております。

32番が、読替信託法31条2項4号の概要みたいなものを脚注108、131ページに書いております。

関係機関と調整済みの具体的内容としまして、これは租税特別措置法40条に係るところになってまいります。

133～134ページで「一般特例」と「承認特例」のことを書いております。

ただ「承認特例」につきましては、今後、また告示が出てきますので、告示については、今後、また改めて追加するという事で、脚注111に少し書いているところになってまいります。

続きまして、4章の2節でしょうか、民法上の「任意団体」の扱いは、138ページになるかと思っています。

民法上のいわゆる「権利能力なき社团」を前提とした上で「団体」の要件を充足する場合の7番、8番について、分別管理の観点から少し修正を加えております。

続きまして、35番でしょうか。

こちらは、信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類の具体的記載になるかと思います。

こちらは、142ページの上段に書いておりまして、36番の財務規律関係の書類で、別表A、Bとかですか、特定資産公益信託であれば記載は不要と、142ページの括弧書きで少し明記しております。

続きまして、37番目でしょうか。

一の都道府県の区域内から他の一の都道府県の区域内に変更する場合の話を146ページに記載しております。

続きまして、資料3の6ページ目でしょうか、38番になりまして、ここも委託者の変更に関する部分について、記載を追記しております。

39番目は、12条1項のただし書に関する軽微なところでしょうか。

これは、150ページの上のほうに少しだけ「裁判所の命令」云々となってまいります。

信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割の手続等について、151～154ページに追記しているところでございます。

最後に、信託の終了は、156ページになっています。

こちらで第4章が終わっておりまして、続きまして、第5章でしょうか。

また新たなホチキス留めになっていまして、こちらになってまいります。

まず、第5章の42番でしょうか、179ページ。

○細川係員

5章は、細川から補足させていただきます。

まず、179ページは、岡本参与から、公益信託への無償役務提供に関して、元々公益事務の実施に「不可欠」なことを要件として書いていたのですが「有益」ぐらいで良いのではないかとコメントをいただいたのですが、法令に準じて「必要」という書き方にしました。

続きまして、186ページです。

公益信託事務継続予備財産について、予備財産の額が保有限度額を超過していないという箇所を当初（説明略）としていたのですが、流石に1～2行程度でも説明があったほうが良いかと思い、追記させていただきました。

続きまして、情報開示の箇所になります。

まず、195ページでございます。

信託概況報告時の提出書類の関係でございますが、ホームページで書類の内容が公表されている場合、そのホームページアドレスを記載した書類の提出で代替可能であるというところに、なぜそのようなことができるのかという法律上の根拠を記載させていただきました。

逆に、法令上の根拠がないものにつきましてはホームページアドレスを記載した書類の提出による代替ができないのですが、そこは実態を踏まえて、都度検討してまいります。

続きまして、201ページでございます。

関連当事者取引のところでは。

○の1つ目と申し上げれば良いでしょうか、「ただし」から始まって「開示を要するものとする」までのくだりでございます。

これまでの研究会の議論におきまして、期末残高が100万円以下であれば、期中に関連当事者取引があった場合でも注記・開示不要とするならば、期中の取引がどれだけあっても最終的な残高が100万を超えないなら何の取引も書かなくて良いというのは問題ではないかという御指摘があったかと存じます。この点については、最終的な残高が100万円以下であったとしても、期中の関連当事者取引があり、その発生総額が100万円を超える場合には開示を要するものとして整理させていただこうというところでございます。

この先は、会計のところでございますが、続いて、210ページ。

脚注180となっているところです。「なお」から始まって「計上を認める」まで書いているところでございます。

こちらは、NPO法人の会計基準で、無償の役務提供について、貸借対照表に計上することを認めるという取扱いがあるところ、公益信託においてはさすがにそれはやり過ぎではないのかということで、計算書類上はできないと整理していたところの関係です。

一方で、先ほど御説明させていただきましたように、必要な事務である場合は無償の役

務提供について、公益事務割合上事業費で算入することが可能であり、財務規律と会計とで取扱いが異なるわけですので、その旨を脚注で入れさせていただきました。

続きまして、214ページでございます。

貸借対照表の注記について、元々「記載が必要となる事項」「記載不要な事項」「ガイドラインには特段記載を設けない事項」「財務規律に関する事項」という4つを記載しておりました。しかし、「記載不要な事項」「ガイドラインには特段記載を設けない事項」については、記載不要であることを明確にするためにガイドライン上で記載をしている、「これについては記載が要らない、記載を置かない」ということを記載しているという状態であり、ともすると記載が必要なものであると誤認されてしまうのではないかということ、注記が必要となる事項、及び財務規律に関する注記事項の2つだけ残しました。

続きまして、217ページでございます。217ページの最後です。

有価証券のうち、

その他有価証券につきまして、洗替えをするのかどうかは明確にはなかったと思いますので、公益法人の会計基準に倣って、翌期首に市場価格のあるものについては洗い替えるということで、記載を加えさせていただいております。

続きまして、221ページでございます。

こちらは、特定資産公益信託における収支決算書の区分でございまして、資金の範囲をどう考えるのかという御指摘を松前参与を中心にいただいておりますので、改めて考え方を整理して、記載させていただいたところでございます。

続きまして、227ページになります。

寄附の不当な勧誘防止についてでございます。

公益法人の制度におきましては、寄附の勧誘又は要求のところ、法律では「寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること」を禁じるという規定がありますが、「不当に害するおそれのある行為」が具体的にどのような行為なのか、政令や内閣府令に規定はございません。一方で、公益信託は信託の一類型であって、信託一般において委託者保護が重視されるという原則に鑑みて、公益信託に関する法律においては「寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある【ものとして内閣府令で定める】行為をすること」を禁じており、内閣府令においてこれに該当する行為を3つ定めております。今後、実際に公益信託制度が始まっていったときに、具体的な寄附に関する不当な事例が発生した場合に機動的な対応を行うべく信託業法であったり、信託業法施行規則であったりを参考として定めた規定でして、今後、適宜規定を追加、修正することが想定される旨を記載させていただきました。

5章の章末に【参考①】と【参考②】として付させていただいた場所がございます。

こちらは、通常の公益信託及び特定資産公益信託における計算書類、あるいは帳簿の様式のあくまで一例、サンプルでございます。

第5章で貸借対照表、損益計算書はそれぞれこういった記載にして下さいということ

様々書いている中で、ではそれらを具体的に書き下すとどういったイメージが出来上がりそうなのかということで、イメージをより持たせることができるように、章末につけさせていただきました。

ただ、繰り返しますがあくまでも一例でございまして、例えば具体的な費目等について、該当事項がなければ記載不要でございますし、法令に従って必要な区分を行った上で、計算書類において、当該公益信託において記載・開示すべき事項が漏れなく記載されているのであれば、特に体裁面でこれらの様式に必ずしも従う必要はないということでございます。

5章は以上でございます。

○豊福企画官代理 どうも失礼しました。私の準備が足らずに、手伝っていただいて、申し訳ございません。

続きまして、第6章でしょうか。

255ページで、立入検査の頻度を明確化しております。

以前、少し詳しくめに整理した上で、記載しております。

続きまして、様式になってまいりまして、こちらは、第7章「移行認可」の後ろに様式集が載っております。

ページ数は、そのままずっと続けておりまして、こちらは黄色マーカーをしておりますが、284ページの承諾書になってまいります。

284ページ目は、委託者の方から頂く承諾書ですが、2行目の後段に「受託者及び信託管理人いずれからとも不当な寄附の勧誘や要求はなく」と追記しているところでございます。

最後に、様式3の別表Aは、文量が増えたので、292ページ、293ページと2つに分割しているところでございます。

こちら黄色マーカーをつけずに、申し訳ありませんが、大体この辺りが主な変更になります。

その他、誤字・脱字とか、表現の統一も含めて、先生方から多数の御意見と御指摘をいただいたところを適宜修正しております。

逆に、修正が、こちらとの考え方の違いがあったりする部分につきましては、パワポの資料の8ページに記載しているところでございます。

こちらは、先月と同じように、公益信託という制度の基本的な考え方の部分を少し簡単に書いているところでございます。

説明としましては、先月のとおりになっていますので、この場では割愛させていただきます。

本当にいろいろな御意見とか御指摘を多数いただきまして、それを踏まえて、事務局で一生懸命に頑張りながら修正して、主なものとしては、五十数か所反映しているところでございます。

長くなりまして、申し訳ございませんが、私の説明は以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

大変な文量を駆け足で御説明していただいたので、なかなか難しいところはございますが、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問をいただきたいと存じます。

御意見、御質問がある方は、挙手をお願いいたします。

オンラインで御参加の方は、挙手ボタンでお知らせください。

では、どなたかございますでしょうか。

藤谷参与、お願いいたします。

○藤谷参与 藤谷でございます。

聞こえておりますでしょうか。

○湯浅座長 はい。大丈夫です。

○藤谷参与 よろしくをお願いいたします。

今回、主な修正点の第7点として御紹介いただいた点、収益事業との関係です。

これは、岡本参与の御指摘、資料05、項番で言うと25だと思いましたが、こちらを受けて修正されたものと理解しております。

確かに今回、原案から削除された部分については、御趣旨がよく分からないところがあったので、削除は相当であると考えます。

ただ、公益法人について、収益事業というよりも、公益目的かどうかのほうが優先されるのだというのはそのとおりなのですが、それは、きちんと法人税法施行令にそのような明文規定があるからであります。

これがないと、むしろ最高裁判例は、幾ら公益的というか、本来の目的に近くても、収益かどうかというのは外形的に判断するということでもありますので、解釈で除くのは難しいと思いますし、これは、結局、ガイドラインでどうこうできる問題ではないと思います。

それに関連して、これも岡本参与の御指摘で、26番だと思いましたが、法人税法上の収益事業をやる場合に、申請書への記載を要するものとするという原案の記載を今回削除なされたものと認識しております。これも適切な修正と考えますし、岡本参与がおっしゃるような考え方で、そこまでここでやるべきではないというのは、そのとおりだと思います。

ただ、それはつまり、どういうことを意味しているかという点、国税庁は国税庁で法人税法を独自に判断するので、公益信託事務として我々が認可すべきものだと、公益に近いとしても、課税されることはあり得るので、それは各受託者のほうで頑張って法廷闘争をしてくださいという意味だと理解しました。

私がこの研究会の第1回で、とにかく失敗しないように、何でもかんでも事前に規制していくという考え方はよくないのではないかと申し上げました。

それは、言い換えると、適切な事後規制はあり得るべしという意味も含んでいるということで私は申し上げましたし、今回の御修正もそういう理解でよろしいですねというのか、そのように取れますが、それは御趣旨と合致しておりますでしょうかという確認となりましようか。

私からは以上です。

ありがとうございました。

○湯浅座長 藤谷参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○豊福企画官代理 御指摘のとりの考え方で、修正等を行っているところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

弥永参与、お願いします。

○弥永参与 私は、つまらないものですから、いいです。

本当にささいなことなので。

○湯浅座長 ささいなことでも、何でも結構でございますので。

○弥永参与 ありがとうございます。

今回直していただいて、明確になったと思うのですが、201ページの黄色で追加していただいた部分なのですが「取引の発生総額が資産の100万円を超える場合には開示を要するものとする」と書いてある。これは、取引の発生総額が100万円を超えるということでのいいのか。

要するに「資産の」という言葉が入っているのですが、この趣旨は、100万円を超える場合ということでのいいのか、確認したい。

さらに、その上に書いてあるところだと「関連当事者との取引の総額が100万円」は、括弧の中があるので、もし上の「十分の一」が活着ているのだったら、上の黄色でマークしていないところの2行目の「十分の一の額」の次に「以下同じ」とか、そのように書いていただいたほうがいいのかと思ったというのがございます。

あとは、質問ではなくて、多分、誤字みたいなのとか、タイプを見つけたのですが、それは別にお伝えしたほうがいいですか。

では、そうさせていただきます。

○湯浅座長 弥永参与、ありがとうございます。

「資産の100万円を超える」はおかしいですね。

これは、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 御指摘を踏まえて、表現の部分だと思しますので、分かりやすいとか、適切な表現に変更を考えておきます。

ありがとうございます。

○弥永参与 よろしくをお願いします。

○湯浅座長 これは「100万円」で切ってしまうでもいいのですね。100分の1は逃さない。10分の1か。

○大野次長 事務局として強い方針をもって書いているわけではなくて、会計士の方々の御意見を踏まえて書いておりますので、御指摘を踏まえて検討いたします。

○弥永参与 よろしくお願ひします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、大塚参与、お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。

私からは、非常にささいな文言についてのコメントです。

ガイドライン案における「合議制機関」という言葉の使われ方がやや混乱を生むかなと思ひました。

具体的に言うと、3 ページでは、公益信託法でいう合議制機関、すなわち、都道府県に置かれる、例えば東京都で言えば、公益認定等審議会がここで「合議制機関」と呼ばれておひります。

これに対して、例えば

6 ページの(2)アで「合議制機関」という言葉が使われていますが、これは公益信託施行規則の合議制機関でして、これは信託の中に設置された運営委員会、あるいは選考委員会とか、そういったものを指しています。

本当は、施行規則を制定する際に、ちゃんと御指摘できればよかったのですが、結果として、公益信託法と公益信託施行規則とで同じ言葉が違ひうものを表すものとして使われてしまっておりまひす。詳しい人は分かるでしょうが、ガイドラインを初めて見る人の中には、この言葉の使い方がよく分からないと思われひ方も出てくるかと思ひまひすので、例えば「都道府県の合議制機関」を指す際には注記などをしてもらって、2つの言葉が違ひうものだということを明確にしまひらうと、読みやすくなるかなと思ひました。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

全然気がつきませんでした、おっしゃるとおりかと思ひまひす。

何か事務局から御回答はございますでしょうか。

○大野次長 修正いたしまひす。

○湯浅座長 その他の参与の方、何かございますでしょうか。

吉谷参与。

○吉谷参与 意見で出しているところについて、あまり変わらないので、そこについてはあまり述べないようにしようと思ひているのですが、今日の参考資料2の中の18番、7ページの移行認可のときの添付書類で、委託者の承諾書を必要としているところについては、実務的には、信託の変更自体に委託者が関与しないケースも多いですし、実態としては、これを求められると、移行認可の障害になる懸念は結構あるなと思ひていまひす。

どれぐらいあるのだと言われると困るのですが、中には出てくるかと思ひまひすので、そこについては、個別に御配慮いただくほうがいいのかなと思ひていまひす。

○湯浅座長 ありがとうございます。

委託者が死亡されているケースとかですか。

○吉谷参与 相続が発生しているケースとか、実際に何せ何十年も続いている制度なので、委託者と全く接触していないケースとかもあるのです。

そうすると、もらいに行って、何の話だということになる可能性もあるので、ケース・バイ・ケースかなという気はしています。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 ここは、実務的にも相当難しい話があるということは認識しておりますので、ケース・バイ・ケースでよく相談させていただきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○吉谷参与 細かいところが幾つかありますので、発言させていただいてよろしいですか。

○湯浅座長 はい。

どうぞお願いします。

○吉谷参与 一つは、112ページです。

資料で第4章になると思いますが、ここに追加信託について記載してあるところなのですが、委託者からの寄附は、受託者の裁量で可能だけでも、追加信託については、変更等の認可が必要になると書いてあるのです。

ここに書いてあることは、結局、委託者の人が財産を追加で拠出したいと言ったら、寄附にしてくださいねと受託者からお願いしてくださいと書いているのと同じなのです。実態として同じことをやるのに、片方は受託者の裁量でできて、片方は変更の認可が必要になると書いてあるのです。

これはあまり合理的ではないので、ここについては再考いただけないかと思います。

具体的には、信託財産の追加拠出について、定めがなくても、委託者と受託者と受益者が合意すればできるのが普通で、そのときにわざわざ信託の変更とかはしないのが通常だと思いますので、変更認可は特に要らないのではないかと、私としては考えているところです。それが1点目です。

2点目は、130ページの合議制機関でありまして、注107で「受託者又は信託管理人が合議制機関の委員となることは想定されない」となっています。

現状の実務としては、それでも構わないのかなと思いますし、恐らく、現状、そうなっているところには、法人税法との関わり合いとかもあるのではないかと思います。はいるのですが「合議制機関」の範囲はいろいろとあるのではないかと思います。よく奨学生や研究者に対する助成を行うような場合の選考委員会のようなものと、公益法人でも、公益法人の理事とか職員の方が参加というか、委員になっていることは普通にあるような気がするのですが、何でもここまで「想定されない」と言い切っているのかなというのは、私としては疑問でした。それが2点目です。

3点目が、146ページの「委託者の地位の移転」で、ここは単なる質問なのですが、この「委託者の地位の移転」で「変更」とされているものの中には、相続による委託者の変

更に入らないと理解してしまして、それでよろしいでしょうかという質問です。

私からは以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

3点ですね。

それぞれ事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 追加信託のところですが、法令を日本語で読む限り、こうせざるを得ないと一旦考えておりまして、信託行為に規定等が全くない場合は、信託行為を変更せざるを得ないという前提。

信託の変更は、当然ながら、軽微基準に係らない限りは、12条の変更対象になると構成上なっていて、今のところはこのように書かざるを得ないかなと思っているところでございます。

2点目の合議制機関は、特にガバナンスみたいなところまで合議制機関が関与する場合は、ある意味お互いに牽制関係にあるので、なかなか言いづらいいかなと思っているところでございます。

ただ、一方で、本当に受託者とか信託管理人が公益事務の分野での能力が極めて高く、そこで技術的能力を補完するような必要がない形だったら、もしかしたらあるかなと思いましたが、ガバナンスという観点でいくと、少し牽制的な関係があるからということで、そういう趣旨と書いているところございました。

最後の「委託者の地位の移転」も、まず、御存じのとおり、相続による委託者の地位は、変更、移転ができないという前提になっていますので、いわゆる契約における委託者の地位変更は、他人であろうが、相続人であろうが、そこは一緒というのは、多分、公益信託法の立てつけになっております。

そういう意味で、相続人であっても、地位の変更は、いわゆる契約上の地位の変更になってまいりまして、そこでは、委託者の変更という手続は12条の対象になっていると考えております。

○大野次長 若干補足します。

まず、最初の合議制機関の話ですが、合議制機関は、受託者や信託管理人が合議制機関の委員となることは想定し難いと思いますが、法人である受託者や信託管理人の職員、理事がどうなるかということについてまで十分に精査できていないので、その辺りは分かりやすく書き直してみたいと思います。

それから、最後の委託者の地位ですが、相続人に委託者の地位が相続されることはありませんので、相続人が生存する間に、契約によって移転するということになろうかと思っています。

発効時期という問題もあるでしょうし、その場合、いつ変更認可申請をするのかという議論もあるのかもしれませんが、いずれにしろ、契約自体は相続人といいますか、相続を予定する人と委託者・受託者との契約という形になると考えております。

○湯浅座長　ありがとうございます。

その他の参与の方。

岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与　いつもしゃべり過ぎるので、反省して、皆様の御意見を最初に聞いてみようと思っていました。

僕が今日の朝出したものがあって、わざわざ印刷していただきまして、ありがとうございます。

最後の参考資料4に当たりますので、それに沿って全部しゃべっていると、時間がなくなってしまうので、そんなあほうなことはしませんが、出していることは検討していただければと思っています。

今、幾つかピックアップして、例えば附帯決議の内容が最初にあるのですが、その中で、附帯決議が要約されているのですが、抜けているものを見ると、最初のところで「小規模の公益法人等に対し必要な支援に努める」が抜けている。

それから、見直しについては、この中で何回も書かれているので、多分、問題ないかと思うのだけれども「自治体の体制強化のための必要な支援を行うこと」も附帯決議に入っているので、それをガイドラインに書くべきかというのは、いろいろと御意見があらうかと思いますが、僕は前から、分散管理の形で本当に公益信託ができるのかと、ずっと問題提起してきました。集中管理からまた分散管理に戻ったりしている自治体もあつたりする状況は、本来の制度改革の趣旨に合致していない。

しかも、公益信託は、今回、教科書のようなガイドラインを読むと、かなり理解できるかとは思いますが、それにしても、分散管理している担当者が全てそれを読む状況が生まれてくるとは、実質的にいくと想定し難いということを考えると、もちろん、自治事務なので、自治体の自治権を侵すことはできないと思うのですが、体制強化のために必要な支援を行うこともあるので、そういう面でのサポートをどうするかということは深刻に考えていかないと、旧主務官庁制度の悪弊を温存することにつながるのではないかと非常に強く危惧しています。

僕はこの間、いろいろと勉強会を複数の都道府県でやったことがあって、そのときも、自治体の担当者の方が出てこられて、私が担当するのです、これから勉強しますみたいなことをおっしゃる方がいて、その方は、大きい自治体で1人だけ、実質的に私が担当しますと。

そのようなことが集中管理のところでも起こっている状態の中で、どうやって体制を強化するかというのは深刻に考えないと無理だと私は思うので、そこは、せっかく附帯決議に加えて、お墨つきというか、プッシュされているので、そういう意味で、中身は、ガイドラインの中でも、自治体の職員向けという部分が入っていることは初めから言われていたので、そういう点を強化してはどうかと考えています。これが1点目です。

結構多かったのですが、これは大事なことだと思っています。

2つ目ですが「軽量・軽装備の公益信託」について、前に出していただいたのはとてもいいなと思っているのです。ありがとうございます。

その上で、僕は、そこを読むだけでいけるような形でのイメージをもう少し強く持っていたので、軽量・軽装備の形での規制緩和がもっとあっていいのではないかと考えています。

「受託者の裁量が大きいと軽量とは言えない」と書いてあるのですが、それでいくと、小規模の場合には次のページに書いてありますが、小規模のように、信託本来の信頼による信託が機能することが期待されていると。

つまり、知り合いの中で行われるようなところが多いかと思うので、例えば町内、小学校単位でやっているような場合。

信託の場合、そういう意味での信頼の重要性ということを考えて、それが小規模性というか、法人に対して、いわゆる信託の簡便さを生んできたし、英米法の中でそういうものが発展してきた経緯もあるかと思うのです。

だから、そういう意味での重装備にできない小規模、つまり、裁量性がある、つまり、受託者を信頼しているからこそ、重装備になっていないということも考えていくことが必要ではないかと思ったわけです。

別添で、小さな、こんなものはどうでしょうかというので、参考資料3に、こんな場合、どうなのでしょうかとという事例を書きました。

それは、従来、この会の最初の頃から、各参与の方が想定されているものが、どんな公益信託になるかによって、大分規制が変わってきますねという話をされていたと思うのです。それについて、例えばこんなものはどうでしょうかと考えてみたということです。

これも今、読んでみると、時間がないので、読まないほうがいいかなと思うのですが、クリスチャンの方で、そうやって信頼できる人に財産を渡したいと。あまり大した財産ではないので、地域の子供の笑顔が見たいから頑張りたいというので、多分、非常に不備な信託契約ですね。

例えば公益信託の名前がないとか、残余財産の行き先が明示されていないとか、こんな信託契約では駄目だろうという話になるかもしれませんが、あえて言えば、不備なもので、こういうものは一般民間の中で出てきそうだと思うのです。

もちろん、行政庁だけではなくて、民間が本来やるべきことかと思うのですが、そういうものをどうやってサポートして、例えばこの場合は、どんな形でサポートができるだろうかということを行政庁の方も含めて考えていくことが必要だという意味で出させていたということなので、いろいろと考えると、これは結構面倒くさいと思います。

遺言の問題と契約の問題はどうなるかという話も恐らく出てくるし、ここに書かれていないようなことをどこまでサポートできるのかという話も出てくると思うし、いろいろと出てくると思うのです。

あと、収益事業化で、大したお金がないので、例えばカフェみたいなものを作ってくれ

ないかと書いてあったとか、信託財産、現金が早くなくなってしまうと、その後は、建物は残っているけれども、実際に運営するお金がないから、言わば固有業務公として頑張って受託者がやるような場合はどうなのとか、いろいろな可能性が出てくると思うので、今回のガイドラインに出てくる事例は、僕の読んでいる範囲内で全て、助成事業とか奨学金事業の事例が従来のものでは出てきていて、子ども食堂はちょっと出てきていましたが。

ごめんなさい。全てというのは誤りですね。

ですが、そういう意味での幅の広がりを持った事例を考えて、どうサポートできるか、ガイドラインの中でも一回考えていただけないかと。

今頃言うなということかもしれませんが、最初の頃からそういうことをずっと言い続けたのだけれども、具体的なものを示したほうがいいかと思って、書いたということなので、御検討いただければと思います。

元の参考資料4に戻ります。

ということで、2ページ目で事業の単一性についての問題、それから、裁量が小さい要件の場合についても書いてあります。

その後について、また見ていただけたらと思うのですが、今の軽量・軽装備型は、年間収入・支出、フローが3000万円に満たないとなっているのだけれども、僕は3000万円は大きいなと思っていて、1000万円ぐらいの軽量型をもうちょっと考えてもいいのではないかと。その規制緩和をやってもらえると、かなりいけるのではないかと僕は思っていますので、それが項番5に書いていることです。

その後、6で、溜箭参与の御意見があって、軽量型についてのガイドラインの御提案について、そういうものをつくると、上に行こうという気持ちを阻害してしまう、軽量型にずっととどまろう、逆に小さいものとどまろうというインセンティブを与えるのではないかという趣旨が書かれていたかと思うので、そういうことも含めて、そこは御検討していただいて、僕は、できたら軽量型から外れる場合の移行措置について考えていただいたらどうかということで、そこについて具体的な中身を書かせていただいたということです。

あと、項番8では、さっきも議論があったと思うのですが「寄附」と「委託」との間の区別は、公益信託法自身の第8条の特定資産公益信託の記載に、委託のことを「寄附」とする表現があったと思うのです。

委託そのものを「寄附」と表現するのは、法律上使われているということで、それを使うことが間違いだと言うほど僕は偉くないので、そうではないのですが、ガイドラインの中では混乱しやすいので「寄附」と「委託」をもっと明示的に分けたほうがいいのではないかと。

これはこれまでもずっと言ってきましたので、そこは寄附者の意思か、委託者の意思かということを考えるべきだと僕は思います。

あとは、先に進んで、11番も長いので、ここは飛ばします。

それから、知財のことも書いています。

それから、例えば僕の意見書、参考資料4の15ページの項番34ですが、ここは、前から委託者の匿名性の問題において、参与の方々からそれは違うだろうと言われていたのですが、あえてもう一回言いますが、これは委託者が全て委託者の権利を放棄したときには、匿名の委託者の可能性が認められるのではないかと断言しているもので、そういう意味での委託者の権利は、公益信託の場合は、もちろん、遺言信託の場合もあって、非常に限定的になっているわけで、それを全て放棄するという形で考えたらどうかということも含めて考えてはどうかということをお断言します。

将来的に、例えば地域での公益信託をつくらうといったときに、信託約款のような形で、みんなでここに、自分も参加しようというような形での寄附キャンペーンというよりも、委託者募集キャンペーン、共同委託者の募集をすることも可能性としてはあり得るのではないかと僕は思うので、そういうことをやったときは、委託者の名前を出したい人と出たくない人もいるのではないかと断言します。そういうことも含めて考えてはどうかということもあって、そのようなことも書いています。

ですから、ある意味での委託者保護になると思うのですが、その点も考えていただきたいということです。

あと、項番23ですが、ここでは「収益の額が1億円以上」と「当該額が1億円未満の公益信託」というので、別の新しい基準がここに出ているので、フローが1億円という基準が出ているのです。フローが3000万円ではなくて、フローが1億円という基準が出ているので、こういう意味での規模別規制を考えているのであれば、それは整理して出したほうがよろしいのではないのでしょうかと思いました。

長くなっているのですが、反省して、前回議論になった法人統治の問題、つまり、法人で信託した場合に、定期報告書類とか、そういうものについて、法人の社員総会や評議員会で承認が必要かどうかという話について、表現が緩和されたかなという気もしているのですが、これは前から大野次長の持論でもあるのかなと思いますが、前回、かなり議論になって、そこまでしなくてもいいのではないかと断言するのと、たしか林参与から丁寧にやったほうがいいのではないかと御意見があったかと思うのですが、その辺りのことも含めて、もう一回、公益信託のガバナンスの問題と法人のガバナンスの問題は混ぜないほうがいいのではないかと断言して、法人のガバナンスは、法人法での規制で頑張るべきであって、つまり、重大な公益信託を受託しながら、法人で議論していないことは間違いでしょうというのは、公益法人とか、そちらのガバナンスについての監督行政すべきことであって、公益信託の行政の中で、法人のガバナンスについて介入することは、公益法人法の規制の範囲を超えているのではないかと断言します。

これは違ったガバナンス問題であって、公益信託の側からすれば、受託者法人からお金が出てきても、寄附が多くても、法人ガバナンスに関わらない。つまり、公益信託ガバナンスとしては、それは問題ない。

だけれども、法人からしては、法人のお金が出てきているということで、問題になると

いうことであって、別の問題なのであって、別の問題を全て公益信託のガバナンスを除いて、受託法人で社員総会でもしろとまで言う必要はないのではないかと、あえてもう一回言っておきます。

法人ガバナンスとして重要な場合は当然あるということは、従来から次長もおっしゃっているし、林先生もおっしゃっているとおりで、そこは理解しているのですが、別の問題を混ぜないほうがいいというのが僕の意見でございます。

今回、既に大分長くなったので、すみません。

ありがとうございました。

○湯浅座長 細々とありがとうございました。

では、事務局からぜひ御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 参考資料4ですか、まず、御意見をいただいたのは今朝でしたので、本当にプリントアウトするぐらいしかできておりません。

これは、パブリックコメント期間中にいただいた意見として、真摯に確認しながら、反映できるものは反映していこうと考えております。

中身を全然見ていないので。

○岡本参与 すみません。

よろしくお願いします。

○豊福企画官代理 それと、参考資料3ですか、事例研究みたいなものかと思うのですが、ぱっと読んで感じたのが、まず、公益事務が何かというのがよく分からなかったということと、基本的には、それに応じた受託者、いわゆる受託者Bさんの経理的基礎と技術的能力を見て、あとは公益事務に応じた信託管理人Cさんの監督能力みたいなものをきちんと見る話かなというのが第一印象でございました。

どうしても公益事務、下段の4辺りでしょうか、いろいろと具体的な関わり方で、何がというのが一番よく分からなかったのが1点目でしょうか。

あと、遺言なのか、契約なのか、どっちでいかれているのか、分かりませんでした。

ただ、死亡を条件とするなら、契約みたいな話だから、これは遺贈かなと。この辺は私もよく分からなくて、どっちかなと思いました。

ただ、もう一つは、住み込みでとあったので、当然ながら、利益相反的なところはあるのですが、きちんと契約に書く話かなと思ったところでございます。

あと、信託財産が不動産と若干の200万程度の金銭ということだったので、不動産は当然ながら最初の登記費用とかもかかりますし、固定資産税や修繕費、保険料とかでも一定程度のキャッシュアウト、一般的には2～3%ぐらいはかかると思うのです。

そういう意味では、年間30万ぐらいのキャッシュアウトが出てくると思いますので、これを前提とした8条4号の公益事務の継続処理みたいなものがどうやって担保できるのか、ふとつらつらと考えていたところでございます。

ただ、これは別に誰かと相談しているわけではなくて、私が個人的にそう思っただけで

す。

○岡本参与　たくさんの論点があるとは思いますが、例えばこういうものを対象にして、
どういうサポートというか、どういう監督行政があるか。

これを委託しようとした方の善意、自分の財産をみんなのために使ってほしいということ
がかなり明確な場合で、つまり、そこに脱用したいとか、悪用したいという意思がない
ことはかなり強く分かる場合で、その意思をどういう形で生かすようにできるのかという
ことについて、ガイドラインがそれに応えられるようなものになっているかという意味で
の検証が必要なのではないかなということなので、今、ここはこうしなくてはいけないとい
う形で御回答していただくことは、僕は想定していませんでしたので、また検討してい
ただければと考えるだけでございます。

○豊福企画官代理　ありがとうございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

○大野次長　若干補足をよろしいでしょうか。

岡本先生、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

小規模といいますか、いただいた事例のような形は、正直に言って、個人がやるのは、
あまり私の頭の中では想定していない部分もあるわけですが、例えばガイドライ
ンの72ページなどを見ていただきますと、本来事業の一環として行うような場合があると
記載しています。そういった場合については、多分、受託者が持ち出しで受託をすること
があるのではないかなということを書いています。　こういった場合は、利益相反もいろい
ろと課題になるでしょうし、岡本先生は、そんなものは問題とないとおっしゃいます。私
も、結論としては、そんなに目くじらを立てる必要はないかと思うのですが、利益相反問
題は必ず生じるので、そこは透明性の確保を保ち、シビアに見ていかなくてはいけないと
ころもあるでしょう。例えば出捐の存続可能性、例えば岡本参与が提出された事例だつた
ら、土地家屋を信託財産とすれば、その管理費用は発生し、それを継続的に受託者が負担
するとなると、受託者の経理的基礎も相当必要になってくるでしょうという話も、一応、
ガイドラインの中には織り込んでおります。そういった形で対応しているつもりでござい
ます。

その一方で、今回のパワポ資料の8ページに書いてありますが、公益法人制度と申しま
すのは、あらかじめ公益事務、何をやるかというのを明らかにして、それが公益性がある
かどうかについて、合議制機関、行政庁が判断する。さらにそれに必要な経理的基礎、技
術的能力があるかを判断する仕組みでございます。

ですので、公益事務として目的だけ書かれていても、具体的に何をするか分からないよ
うだと、そもそも経理的基礎、技術的能力が判断できない形になってまいります。

公益事務の内容が曖昧で、何でもできるという形であれば、それなりにしっかりとした
基盤が当然必要になってくる。

そういった意味で、小規模だからいいでしょう、影響が小さいからいいでしょうという

わけにはいかないことについては御理解いただきたいと思います。とおもっております。

最後のガバナンスの話は、多くは語りませんが、今日、ガバナンスの考え方をお示ししておりますが、その中には、あらゆるステークホルダーが公益信託事務について内容を見とみるということが含まれております。

ステークホルダーの中には、当然、受託者の監事、あるいは評議員といった者も含まれていてと考えておまして、そういった方々が公益事務の内容をチェックする機会が確保されていることが必要なのではないかとおもっております。

今の信託銀行の実務だと、計算書類上も、一々見ていませんが、多分、信託概況報告にも、法人の事業報告にも、公益信託事務として何をやっているかというのは書かれていないのではないかとおもっております。

信託銀行ならそういうものかもしれませんが、受託者が非営利の公益法人やNPO法人であって、岡本先生ご提案のような事例で受託者になるとすると、まさに受託者の本来業務として行うようなこともある。

それについて、公益信託のガバナンスに信託管理人が組み込まれている、受託者たる法人にとって、公益信託事務が独立部隊として、法人のガバナンスの外に出てしまうのはおかしいのではないかと考えております。

もちろん、どういう形でチェックするのかについては、一定程度、受託者法人の自治があるとおもっておりますので、今回の書きぶりでは、相当緩和したつもりでおりますし、受託者の自治を侵さない範囲で書いたと考えておりますが、監事など受託者の関係者が公益信託として何をやっているかを知らないとか、それをチェックしないことはあり得ないのではないかと認識しているところでございます。

その際、株式会社の株主がそこまで見るかということとはちょっと違う部分があるとおもってまして、そこも書き分けた上で、今回の案を提示しているものでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方、御意見等はございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 林です。

形式的なことしか申し上げないのですが、一つは「寄附」の用語の件は、岡本先生と同じ考えなので、要するに、信託行為で信託譲渡をする委託者のものと、いわゆる成立後の寄附があって、言葉がいろいろになっている。

要するに、区別もできるし、あるいは広義なのか、狭義なのかは場面において違うので、説明される中身を変えろと言うつもりはないので、言葉の姿勢だけ明確にされればいいとおもっている、それがまず1点。

それと同じような話なのだが、要するに、助成金とか奨学金を受けるほうです。

だから、これを見ると「受益対象者」や「受給者」とか、いろいろな言葉が使われているとおもっていて、それは統一されたほうがいいのではないかとおもっている、どちらか

というと、赤い本、一問一答の本とかを見ると「受給者」と書いているので、公益信託法としては「受給者」に統一するのがいいのではないかと個人的に思っているところです。

場面によって言葉の意味が違うのであれば、それが分かるように書いていただくのだと思うので、それがもう一点。

あとは、全体としては、いろいろと意見もあるのだけれども、いろいろと苦労して書いていただいている、分かりにくいと思う部分があるので、それはまた別途指摘させていただけたらと思っています。

それから、信託事務年度について、特定するのだけれども、それは後からずらしたり、変更みたいな可能性もあるのですかと、一応確認です。

要するに、いろいろと事務の都合があって、途中で変えたいというときに、変えられてもいいのだらうと思ったので、それは確認的に聞かせていただけたらと思っているところです。

取りあえず、一旦は以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 御指摘等を踏まえて、また適宜、修正等は考えていこうと思います。

あと、信託事務年度ですが、変更自体は可能だと考えております。

ただ、1年を超えることができませんので、どこかで半年とか、4か月とか、不規則な年度が出て、そこからまた1年単位で動くような変更かと思っています。

その場合は当然、12条の信託の変更の対象かと理解しております。

○林参与 了解しました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方。

○林参与 もう一点よろしいですか。

○湯浅座長 林参与、お願いします。

○林参与 さっき吉谷参与が聞かれた112ページの追加信託の件なのですが、自分が理解していなかった。

112ページで、黄色で示している部分は、信託行為に追加信託の定めがない場合の話なのだと。基本的にはそういう前提で読めばいいのですね。

分かりました。

だから、要するに、追加信託の定めがある場合でも、追加信託できると書いているだけの場合もあったら、もう少し詳細に書く場合も、いろいろとあるのではないかと思うから、それがあったときにどうするのかというのはあるなと思ったので、ここにどこまで書くかという問題もあるかもしれない。

要するに、信託法上の変更の問題と、規則なり、認可の関係で変更とかを扱って出すのか、そのときに軽微なのか、どうなのかという割り振りがあるのでしょうか、そこが若干

気になったところで、その辺は、細かいから書かなくてもいいのだけれども、場面によっては違うなと思ったことぐらいです。

追加としてはそれだけでした。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局からコメントをお願いいたします。

○豊福企画官代理 先ほどの吉谷参与の質問のときと同じように、変更は変更としてあるとしか。申し訳ありません。

確かに、ある程度はしっかりしていれば、細かいところまで書いてもらってもよろしいかと思いますし、単に「将来、可能性があるのだったら、追加信託できる」程度の表現でもいいのかなと理解しております。

以上でございます。

○大野次長 追加でコメントさせていただきます。

法律の立てつけと変更認可をどこまで必要とするかということには、若干隙間といえますか、一応、内閣総理大臣が定めるものは届出でよいとする規定があって、正直、現時点でどこに線を引けばいいのか分からないところがありますので、今後、具体的な実情を見た上で、定めることを検討したいと考えています。無駄な変更認可は我々としても要らないと思っていますので、法令の規定に則り、変更認可は、単に追加で信託するだけで、関係ない場合は要らないように定めるとか、そういったことは検討していきたいと思っています。

○湯浅座長 ありがとうございます。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 まず、追加信託についての関連でお話ししますと、一般的には、信託契約には、委託者と受託者の合意で追加信託できるとか、追加拠出できるとか、そのように書いてありますので、恐らく、今後、公益信託でやるときも、そういう条文を入れるのだと思います。

そのときに、それに基づいてやる場合に、ぜひとも変更は必要ないと運営していただきたいと思っているのが1点目です。

2点目は、私はさっき委託者の変更について、聞き方が非常に悪くて、何が聞きたかったかをちゃんと把握せずにしゃべっていたのですが、言いたいのは、これももともと信託契約に、委託者が死亡した場合は、相続人、誰々を委託者とするという条文が入っている、あるいは相続人でなくてもいいのですが、後継委託者についての条文が入っている場合に、実際に委託者を変更した場合には、新たに変更認可を得る必要はないだろうと思っているのです。

それは、委託者が死んだから、替わっただけなので、そういう場合には、届出も不要ということになっているのだと思うのです。そういうことを確認したかったのです。

○湯浅座長 受託者が死亡。

○吉谷参与 委託者が。

○湯浅座長 委託者が死亡ですか。

○吉谷参与 委託者が死亡したら、後継の委託者は誰にするということがあらかじめ決まっている、あるいは委託者が死亡する前に、後継の委託者を変更しますというときには、変更の認可が必要だと思うのです。

ただ、私が死んだら、誰にしますという変更の認可を受けた後で、実際に死んだときには、届出とかは何も必要ないと思っているのです。

そういうことは、法令上求められていないと思うので。

○大野次長 詳細は後で検討したいと思いますが、法令上は、委託者が替わったときには変更認可申請が必要となりますという形になっております。

その上で、勝手に委託者を指定したところで、その人が受けるかどうか分からない状況の中で、委託者を指定するだけで、当然、委託者となるのかということも含めて考えていきたいと思います。

いずれにしろ、あまり想定し切れていない課題でありますので、検討したいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○吉谷参与 もう一点ついでにいいですか。

○湯浅座長 どうぞ。

○吉谷参与 125ページの15番で、共同受託者の場合の合有のことが書いてあって、今回、注に「合有」について説明を追加していただいたのですが、15番の1つ目の○の1行目に「特段の定めがなければ信託財産はその合有とされている」と書いているのですが、これは特段の定めがなければ、合有でない信託財産とすることができると読めるのですが、合有か、合有でないかは、特段の定めと関係なく、全て合有だと思うので「特段の定めがなければ」が要らないと思うのです。

私はそのように教わったということですので、それだけです。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、コメントをお願いします。

○豊福企画官代理 ありがとうございます。

多分、おっしゃるとおりだと思っております。

多分、所有権自体の話と信託の内輪での管理形態の話は、私のほうで少し混同しながら書いたところがあったと思います。多分、そこは御指摘のとおりだと思っております。

ありがとうございました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

松前参与、お願いします。

○松前参与 資料を修正いただきまして、ありがとうございます。

気になる点は、ガバナンスについてでございまして、毎回申し上げているのですが、岡本参与の御発言もありましたとおり、別のものと私も考えております。

ただ、今回お示しいただいた7ページの考え方についても合意するところでございますので、第一義的には、信託を管理する信託管理人がしっかりと責任を持ってやっていただくことが大事だと思います。

それとともに、共同でということは分かりますので、それぞれが知らないということではなく、関与しなければいけないこともよく分かります。

その責任の重さはあると思いますので、そういう趣旨だと思うのですが、そこはもうちょっと分かりやすく書いていただいたほうが、公益法人だけが受託者になるわけではないので、それ以外の営利法人とかは、もうちょっと厳しい目で見られると思いますので、そこはもうちょっと分かりやすく書いていただくといいかと思っております。

もう一点でございますが、57ページ以下の経理的基礎、情報開示につきましては、多く修正をいただきました点について、感謝申し上げます。

また、大規模についても大変気になるところはございますが、例えば58ページの(注1)等に、そういった大きなものが出てきた場合は、関係機関との調整の上、検討するという事で、そこはまた新たに見直しをされるということで理解したところでございますので、こちらについては合意と考えております。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から何か追加のコメントがございましたら、お願いします。

○豊福企画官代理 いつもコメントをいただきまして、ありがとうございます。

いただいた御意見等を踏まえて、今回、いろいろなところで対応しているところでございます。

ありがとうございます。

○湯浅座長 そのほかの参与の方、いかがでございましょうか。

もし何か追加がございましたら、文書にして、メールでもお伝えいただければと思います。

それでは、次のテーマに入らせていただきます。

続きまして「富裕層を中心とする寄附実態調査」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 今日、松井が出席しておりませんので、私から説明させていただきます。

パワポの資料の9ページ以降になってまいります。

「富裕層を中心とする寄附実態調査」で、内閣府の調査研究の一つのテーマとして、こちらを挙げております。

みずほリサーチ&テクノロジーズさんがこちらの事業を引き受けていただくことになっ

ております。

11ページ以降に少し概要を書いておりますが、公益信託の利用促進に向けてということで、いわゆる「富裕層の寄附意向等を把握し、内閣府としての認可監督の視点やガイドライン・手引きの提示、広報・啓蒙施策推進に向けた基礎資料とする」ということで、事業を展開しております。

11ページの上段に「目的」と書いておりますが「公益法人への寄附者、または公益信託の委託者となる一定の資産を有する個人に関して、資産や寄附経験といった属性、寄附における具体的な意向、寄附実施の懸念点等について調査を行い、制度の利用拡大に向けた今後の広報や受託者に求められる要件の具体化に資する知見を獲得することを目的」としております。

今回、みずほさんにこれを引き受けていただきまして、実際、みずほグループを通じまして、一定の寄附富裕層の方々に面談の上でのヒアリング調査と、個別にウェブを使ったアンケート調査の2つを行って、さっきの「目的」みたいなことを少し整理、把握しようというのが今回の活動になっております。

「成果物」としましては、下段に少し書いておりますが、調査結果をまとめた報告資料、ヒアリング調査を含めた結果から、富裕層寄附者のペルソナ像を整理して、寄附内容とか寄附動機、関心分野、課題認識、これまでの思いや今後の動向等を事例として紹介することにしております。

12ページに、今後のスケジュールみたいなものを書いております。

「エキスパートインタビュー」とは、こういった寄附事業みたいなものを展開している方々に対するインタビューを行いながら、ヒアリング項目等をピックアップして、今後、10月以降には「ヒアリング調査」「アンケート調査」を行いながら、先行事例の調査も行った上で、報告書を作成する予定にしているところでございます。

13ページ以降は、みずほリサーチ&テクノロジーズさんから報告、説明を受けたところになっていまして、参考資料として添付しているところでございます。

報告書自体につきましては、年明けの2月、3月になりますので、何らかの形で参与の先生方とも共有したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

こちらに関しまして何かというのも、なかなか難しいところでございますが、感想でも結構でございますが、皆様から何かございましたら、御発言いただけますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 感想というか、雑談めいた話です。

調査するときに、寄附される方の傾向で、一般的に、公益だったら何でもいいのだけれども、寄附したいタイプなのか、特定の公益事業というか、エリアのものに対して、これをやりたいから寄附したいのだと言われるのか、その辺の傾向がありそうだと思うので、

調査の中で出てくればいいかと思ったのです。

公益信託の関係で言えば、これを具体的にやりたいのだと言う人たちは、委託者にどんどん入っていけそうなのだけれども、ぼんやり何でもいいと思っている人たちは、次はどの公益信託にしようかという選ぶプロセスも必要だし、場合によっては、寄附でいいとして、委託者サイドには行かない傾向が出るかもしれないのですが、それはどちらなのかなと思っています。

個人的には、信託を設定する以上は、信託行為の最初のものがないと動かないので、そうすると、こういう公益活動はまだ国がやってくれないから、空いているところに公益信託で公益活動をしたいのだという具体的な人がいないと、前に進まないと思うので、そういう傾向です。一般的に寄附したいのだという人なのか、特定の事業というか、エリアのことについて、公益活動をしたいからやりたいのだと。

そういう人たちが、このヒアリングの中でどういう割合になっているか、追加で聞いていただければ、参考になりそうだなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

そうですね。サンプルが10名なのですね。

どんな方を選ぶかによって、変わってくるかもしれませんね。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 こういう調査も貴重な調査だと思うのですが、従来は、金銭が多かったのではないかと思うのですが、富裕層は、株や不動産とかを持っていらっしゃる方が多くて、現金で持っている方が非常に少ないということになると、そういう寄附した、あるいは信託しようとする資産類型でどのようなニーズが生まれるのかということについては、非常に重要ではないかと思うので、そこは考えていただけたらと思いました。

もう一つは、今回、富裕層対象ということなので、ちょっと外れるのですが、できれば地域のコミ財などに、どんな資産提供者の相談を受けているかについて、調査をされてはどうかと。

富裕層の調査でなくて申し訳ないのですが、つまり、多分、コミ財でなくても、例えば全国的な子ども食堂でもいいのだけれども、そういう比較的活発に寄附というか、資産譲渡が動いていそうな団体に調査をかけて、どういう形での資産提供のオファーがあるのかについて、調査をかけて、その場合、それに誓約したのか、していないか、どういう問題点があってできなかったのかということを考えてはどうかと思います。これが2点目です。

関連して、前から言っているのだけれども、空き家が増えているということがあるので、地域の不動産の提供のオファーは、実態としてどのぐらいの動きがあるかとか、ニーズがあるのかということは何らかの形で調査できないかと思うのです。

そうすると、そういうニーズに応えるような公益信託の規制などを考えたほうがいいのではないかということも出てくる可能性があると思うので、そういう方向での調査は、今

年度は予算の問題もあるので、別に今年度でなくてもいいのですが、来年度以降でも構いませんから、できたらそういう調査をされて、制度の改善につなげていってはどうかと思っています。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

事務局で答えられないことはありますが、コメントをお願いいたします。

○岡本参与 検討していただければいいです。

○豊福企画官代理 今年はこういうテーマでの調査になっています。来年度以降も同じような調査を引き続きやっていくと思いますので、その段階での貴重な御意見として承っておくとしておきます。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

その他の参与の方、何かございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

これで進めさせていただきますということでございます。

それでは、皆様方、御意見をいただきまして、ありがとうございます。

皆様からいただいた御意見などは、事務局で整理いただきたいと存じます。

以上で、議事関係は全て終了いたしました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○豊福企画官代理 またいつものように、私から数点連絡申し上げます。

1点目は、本日頂戴した御意見を踏まえて、公益信託認可ガイドライン案につきましては、事務局にて精査し、パブリックコメントを実施させていただきます。

2点目でございます。

本日の会議資料、議事概要及び議事録は「公益法人information」にて公表する予定でございます。

3点目でございます。

本日御発言し切れなかった御意見につきましては、メール等でいただければ、次回の研究会にまとめて御提示させていただき、議事録等に記録することを考えております。

4点目でございます。

次回の研究会は、12月16日、火曜日の10時から開催させていただく予定でございます。

私からの事務連絡は、以上4点でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

多分、今日お渡しした資料は、相当手直しが入って、大分変わっていますが、直し切れていない部分、もしくは直し方がずれている部分、もしくは誤植等もあるかと思うので、ぜひ御確認いただけたらと思っております。

それでは。

○林参与 すみません。

○湯浅座長 林参与、何でございましょう。

○林参与 資料3の修正点なのですが、さっきページ数を口頭でいただいたのですが、公表されるとき、ページ数を書いていただいたほうが、多分、見られる方は見やすいかなと思ったので、自分も控えられなかった分もあるから、項目の最後に何ページと書いていただいたら分かりやすいかと思いました。

それが1点と、パブコメについては、具体的に正確にいつから始まると確定したら、また御連絡いただけるということですのでよろしいですね。

それだけです。

○湯浅座長 事務局からコメントをお願いいたします。

○豊福企画官代理 資料3は、ページ数を入れるのはできると思いますので、対応いたしたいと思っています。

パブコメにつきましても、開始する日が決まりましたら、皆様方にメール等で御連絡とっておりますので、よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

○林参与 はい。結構です。

○湯浅座長 それでは、これで第10回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了させていただきます。

皆様方には、積極的な御議論をいただきまして、ありがとうございました。